



島根県知的障害者施設保護者会連合会 会報

大 輪

発行：島根県社会福祉協議会内
 島根県知的障害者施設保護者会連合会
 松江市東津田町 1741-3
 いきいきプラザ島根 5階
 TEL 0852-32-5976 FAX 0852-32-5982

VOL. 52

令和3年10月発行

雑 感

島根県知的障害者施設保護者会連合会

運 営 委 員 栗 原 亨 吉

私は今年80歳になった。だんだん年を重ねて行くと、障がいを持つ親としては健康であるということが最も気にかかることである。

息子は今年45歳になるが、現在のところ身体的には特に問題なく元気に過ごしている。これは日ごろお世話になっている施設の方々の健康管理のお蔭と感謝しているところである。

年に3回の春季・夏季・冬季帰省（1回が5日前後）と、それ以外の個人申請での月1回程度の帰省をさせてもらっている。

子供が帰省しても親が健康でなければ子供の面倒を見ることが困難であるので、私は週3～4回は朝やたまには夜に妻と一緒に近くの丘の上の公園や街中の歩道を40分ばかりウォーキングをしたり、時には近くの山へハイキングを行っている。子供が帰省した時には、この事を一緒に行っていたが、昨年春からの新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けてからは、子供と一緒に行動は控えている状態で本人は不満の様子である。

1日も早く新型コロナの感染が収束して、平穏な日々が過せるようになることを願っている。



障がいを持っている者の親としては、本当に親が健康でなければ子供に寂しい思いをさせることになるかと常々思っているので、日頃から健康に気をつけた生活を心掛けている。

「巻頭言」には相応しくない個人的な感想でしたがご海容の程お願いします。

令和2年度 島根県知的障害者施設保護者会連合会要望事項への回答

R2 要望事項	R2 回答
<p>1. 島根県福祉医療費助成制度の見直しについて</p>	
<p>(1)島根県福祉医療費助成制度では、概ねIQ50以下の知的障がいのある方に対して制度の適用を認めていただいているものの、概ねIQ50以下である旨を証明する資料の提出が求められ、他の障がいのある方に比して負担が生じています。まず、この負担の解消をお願いします。</p> <p>例えば、療育手帳の中に概ねIQ50以下の方であることを特定する「B1」(仮称)を表示することで、島根県福祉医療費助成制度の対象者とするよう要望します。</p>	<p>(1)島根県福祉医療費助成制度では、概ねIQ50以下の知的障がいがあり、かつ、身体障害者手帳3級又は4級、もしくは精神障害者保健福祉手帳2級の方についても、重複障がい者として本制度の対象としております。</p> <p>IQ50以下であることの確認書類については、お住まいの市町村から判定機関(県立心と体の相談センター又は児童相談所)へ判定依頼を行っており、申請者の方に提出を求めることはないと承知しております。</p>
<p>(2)療育手帳制度については半数以上の都道府県が3区分以上に分割し、きめ細かく支援する制度となっています。</p> <p>これまで同様の要望をしてきましたが、島根県ではデメリットもあり、現行制度の内容が適切であるとの回答をいただいています。</p> <p>つきましては、分割することがなぜ適切でないのでしょうか。その理由を伺います。</p> <p>また、島根県においても現行の区分を見直しされるよう要望します。</p> 	<p>(2)療育手帳制度は国通知の趣旨に基づき各自治体で運用されていますが、その判断基準や区分については統一的基準がなく、2から7の区分および様々な判断基準で運用されています。</p> <p>島根県ではこれまで、知的機能や適応行動障がい等の諸指標を用いて多角的に状態を把握した上で、福祉的支援の必要性を2区分で設定して各種助成等を行う制度を継続的に運用しております。</p> <p>個人の状態判断が支援区分のいずれに該当するかの適否が問われるケースは有り得ますが、区分及び判断基準そのものの考え方については制度上の欠陥がない限り、①異なる区分を運用する他自治体の例や、状態像・支援内容等が異なる他の2手帳との形式的な不統一を理由とした見直し、②福祉医療費制度の手続き簡素化を理由とした見直しを検討することについては、必要性が低いと考えております。</p>
<p>(3)ひとり親家庭が島根県福祉医療費助成制度の適用を受けるとされた主な理由として、子どもを育てるなかで非課税所得者であることの大変さから医療費を支援することによって早く立ち直ることを期待することであることを伺ったところです。知的障がいのある方の多くは、非課税所得者であります。知的障がい者(児)支援施設でお世話になりながら、社会復帰を目指して努力しているところですので、ひとり親家庭との違いはないように思っています。</p> <p>つきましては、知的障がいのある方を島根県福祉医療費助成制度の対象者にさせていただきますよう要望します。</p> <p>なお、仮に知的障がいのある方に適用できないとすれば、なぜひとり親家庭が適用になり、知的障がいのある方は適用にならないのでしょうか。その理由を伺います。</p>	<p>(3)島根県の福祉医療費助成制度は、重度心身障がい者とひとり親家庭の方を対象とした地方単独の医療費助成制度ですが、同様の医療費助成制度を実施している他の都道府県のうち、約7割がそれぞれ独立した事業として実施をされています。</p> <p>一つの制度としている島根県においても、ひとり親家庭における対象者の要件や所得制限などは重度心身障がい者とは別の区分として設けております。</p> <p>知的障がいのある方の医療費助成については、重度心身障がい者の区分の中で検討することであり、ひとり親家庭との制度比較はできないと考えています。</p>
<p>(4)知的障がい者(児)支援施設でお世話になっている知的障がいのある方の多くは、健常者に比して年齢を重ねるごとに体力の減少が見受けられます。特に65歳を超える知的障害のある方はこの傾向が顕著であります。</p> <p>このため、知的障がい者(児)支援施設での契約が就労継続A又はB型事業から生活介護事業に変更になることで生活内容が大きく変わるとともに、生活面では医療機関にかかる機会が多くなり、工賃収入が無くなることで医療費の負担が重くのしかかっています。</p> <p>このような背景もあり国の医療制度では、知的障がいのある方は65歳を超えると後期高齢者医療制度に加入することが可能となり、医療費負担が軽減されることになってはいますが、知的障がいのある方で非課税所得者にとっては十分とは言えません。</p> <p>つきましては、知的障がいのある方のうち65歳以上の方を島根県福祉医療費助成制度の対象者にさせていただきますよう要望します。</p>	<p>(4)福祉医療費助成制度は、重度心身障がい者に対して医療費の自己負担分を助成し、容易に医療を受けられるようにすることによって、福祉の増進を図ることを目的としております。</p> <p>障がいの程度は人それぞれであり、年齢で一律に対象とすることは、制度の趣旨を鑑みても適切ではないと考えています。</p> 

<p>2. 知的障がい者(児)支援職員への研修について</p> <p>知的障がいのある方については、個々の障がい特性により支援方法が多様であります。施設に勤務されている職員の方々が障害福祉に関する専門知識及び技術を備えるために、相互に努力しておられることに感謝していますが、限界もあると思います。島根県として、必要な情報及び研修を引き続き提供していただくことを要望します。</p> <p>なお、回答いただきました「研修の充実と実地指導の強化」の内容について現状にどのような課題があり、施設への強化・支援が必要であると考えておられるのか、具体的な支援施策を伺います。</p>	<p>県では、施設・事業所の管理者、サービス管理責任者の養成や支援の質の向上を目的とした研修を実施しています。</p> <p>特に障がいの特性に対応したきめ細かな支援が行われるよう、強度行動障がいのある方への支援者に対する研修をしっかりとやっていきたいと考えております。</p> <p>またヘルパーの養成研修や地域での相談支援専門員の養成研修も行っています。</p> <p>実地指導について、基本的には各事業所に2年又は3年に1回実施することとなっておりますが、必要があれば2年連続で実施したり、市町村担当者も同行するなどの対応をしております。</p>
<p>3. 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策は、知的障がい者(児)支援施設としても喫緊の課題であり、各施設においてさまざまな取り組みが行われているところであります。</p> <p>つきましては、知的障がいのある方に寄り添った支援に引き続き取り組んでいただきますよう要望します。</p> <p>(1)感染防止に備えた職員の確保、衛生用品や感染対策資機材の購入費ならびにゾーニングに要する整備費等の経費に公費支援を行うこと。</p> <p>(2)新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応(隔離場所、治療する病院等の選定、入所者及び介護者等への対応など)を施設の意見を踏まえながら取りまとめ共有すること。</p> <p>(3)知的障がいのある方、障がい福祉サービス事業従事者及び関係職員への優先的なワクチン接種を行うこと。</p>	<p>(1)感染防止のための職員の確保や衛生用品、感染対策機材の購入、ゾーニングに要する費用については、「緊急包括支援交付金」により支援を行いました。</p> <p>(2)「知的障害者施設協会施設部会」とも意見交換を行いながら、発生時の対応を講じています。</p> <p>(3)高齢者以外で基礎疾患を有する者、高齢者である障害者が入所・居住する施設等従事者の摂取順位については、高齢者に次ぐ優先順位とされています。</p> <p>なお、基礎疾患の範囲に「知的障がい」(療育手帳を所持している場合)が含まれています。</p> <p>引き続き、国等の実施方針などを注視していくこととしております。</p>
<p>4. 知的障がい者(児)支援施設の充実について</p> <p>私たちは、知的障がいのある方がその生涯を通じて、安心・安全かつ快適な生活の場を選択できる仕組みの実現を目指しています。</p> <p>つきましては、次の項目について島根県としての見解を伺います。また、国に対しての働きかけを要望します。</p> <p>(1)入所施設及びグループホームの質を充実させる制度改正を行うこと。</p> <p>(2)施設職員の人員配置基準の見直しと処遇改善を行うこと。</p> <p>(3)生活保護費以下の障害基礎年金を引き上げること。</p> <p>(4)介護保険優先の原則を撤廃すること。</p> <div data-bbox="430 1601 790 1848" data-label="Image"> </div> <p>(5)障害者支援区分を廃止すること。</p>	<div data-bbox="813 1232 1532 1321" data-label="Image"> </div> <p>(1)(2)令和3年度の報酬改定の内容を踏まえて、国への働きかけなど検討してまいります。</p> <p>(3)障害基礎年金については、日本年金機構が所管しており、制度を設計・運用している国で検討されるべきこととありますので、県からの回答が難しいことをご理解ください。</p> <p>(4)障がい者が65歳以上でも、利用可能な介護保険サービス事業所が身近にない場合や、障がいの状況などにより、介護保険サービスでは適切な支援を受けることができないと市町村が判断する場合は、引き続き障がい福祉サービスが利用できることとされています。</p> <p>また、障害福祉サービスを利用している方が65歳となり介護保険の被保険者となった際と同じ事業所等で障がいのサービスを受けられるよう、「共生型サービス事業所」が設置出来るようになりました。</p> <p>(5)障害者支援区分は、障がい者等の心身の状態に応じた標準的な支援の度合いを総合的に示すものであり、支給決定手続きの透明性・公平性を図る観点から必要と考えます。</p>

令和3年度 しまね県民福祉大会

令和3年10月9日(土)に開催予定の大会を新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、感染拡大防止の観点から一堂に介することを中止しました。

障害者支援施設 まがたま

【障害者支援施設まがたまの概要】

開設 昭和62年4月 所在地 松江市玉湯町玉造1649-2

【運営事業と定員】 施設入所(60名) 生活介護(110名) 共同生活援助(44名) 短期入所(6名)
放課後等デイサービス(10名) 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・移動支援・相談支援



1.心豊かな生活の実現 2.利用者さま第一の実現 3.地域に必要とされ愛される施設の実現

事業理念の3つの柱を基に、快適な住環境、多様な活動メニュー、楽しい行事、地域との連携により、利用者みなさまに“まがたまで生活して良かった”と思っただけの事業所を目指しています。

【多様な日中活動】



アート・創作



リハビリ体操



スポーツ



音楽療法



アートバルーン

【大人気！生製品の販売】

【地域交流】



きのこ



ミニトマト



パン



福祉学習会



パン作り教室

【多彩な行事】



まがたま祭り



スポーツ大会



ファッションショー



節分祭



【家族会について】

施設入所とグループホームのご家族・後見人で構成され令和3年度は80名の会員が在籍されています。年間を通じ、施設の行事等に家族の皆様に参加いただき、親睦を深める活動を行っています。昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響で家族会の事業、施設との交流行事のほとんどが中止となっていますが、「今だからできること」「今しかできないこと」を探し、家族のみなさまと施設のつながりをより深めることが出来るよう取り組んでいきます。

